



**「自立した地域の観光経営の実現に向けた  
宿泊税の拡大と活用」**

**2024年3月1日**

**公益社団法人経済同友会**

## 提言概要

### 観光振興に向けた財源として、宿泊税を法定目的税に

- 受益者負担の原則の下で、観光振興を支える特定財源を確保し、観光振興への投資を加速させるべきである。
- 現在、日本国内で既に導入されている宿泊税を全国的に広く展開すべく、地方税法上の法定目的税として、宿泊税を新たに導入すべきである。
- 次期「観光立国推進基本計画（第5次）」が改訂される2026年を目途に必要な法改正を実施し、次期基本計画の中で地域の自立を目標とする。

## 本提言のポイント

### (1) 宿泊税の長所

- 地方自治体の自立した対応を可能とする新たな財源として、宿泊税は以下の理由により最も優れている。

- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| 1) 普遍性の観点    | 2) 公平性の観点       |
| 3) 技術的な実行の観点 | 4) 税収への期待と実績の観点 |

### (2) 法定目的税化の意義

- 現在、9つの地方自治体で宿泊税を導入、税収は2021年度で51億円程度であり、相応の税収が期待できる。
- 報道等によると約30の地方自治体が宿泊税の導入を検討中であるが、新型コロナウイルス感染拡大により一時中断していた地方自治体も多く、再検討が進んでいない地方自治体も多数ある。
- 法定目的税化によって全国共通の独自財源の基盤整備を行うことで、宿泊税の導入による安定的な観光財源を各地で確保することが可能となる。

### (3) 法定目的税化に際しての論点

#### 1) 定率制の導入と 3%以上の税率設定を

- ・ 現在、日本国内では主に定額制が採用されており、税額水準は、1～3%程度である。他方、海外では主に定率制が採用され、税額水準は10%となっている。
- ・ 現在の定額制のままでは税額水準が低いと言わざるを得ず、法定目的税化にあたっては定率制を採用し、宿泊代金の 3%以上の税率設定が適切である。

#### 2) 課税の前提となる観光振興戦略の策定義務付けを

- ・ 観光産業の振興・発展が確実になされるように、以下の 4 点を盛り込んだ持続可能な観光産業の実現に向けた戦略の策定を義務付けるべきである。

①観光振興戦略における宿泊税の位置づけ、開示方針の明確化

②宿泊税を支えるステークホルダーの理解・協力の促進

③使途の見える化・透明性の担保

④定期的な見直し、効果検証の徹底を

#### 3) 法定目的税化の時期

- ・ 宿泊税の法定目的税化に向けた制度改正を 2026 年に行われる「観光立国推進基本計画」の第 5 次への改定と合わせて実施するよう求める。

# 目次

<b>I. はじめに</b> .....	1
<b>II. 観光産業の展望と課題</b> .....	1
(1) 観光産業の展望 .....	1
(2) 観光産業の特徴と公的財源の必要性 .....	2
(3) 公的財源の現状 .....	2
<b>III. 提言：観光振興に向けた財源として宿泊税を法定目的税に</b> ..	4
(1) 宿泊税の長所 .....	4
(2) 法定目的税化の意義 .....	6
(3) 法定目的税化に際しての論点 .....	6
<b>IV. おわりに</b> .....	10

## I. はじめに

観光産業は新型コロナウイルスの世界的流行により大きな影響を受けたが、コロナ禍の収束に伴い、観光旅客数は顕著に回復している。世界的に成長を続ける観光産業は、既に日本経済においても欠かすことのできない重要分野となっており、政府の成長戦略の中でも特に大きな期待が寄せられている。

一方、観光地が直面する課題は多様である。引き続き観光客の獲得が必要な地域もあれば、観光客の増加によって住民生活が深刻な影響を受けるオーバーツーリズム問題が社会的課題となっている地域も存在する。

こうした状況の下で、我が国の観光産業が持続的な発展を遂げるには、政府の補助金に基づいて観光振興策を実施する従来通りの観光地域経営を脱却し、それぞれの地域が地域間競争を勝ち抜くために創意工夫に取り組む主体性が求められる。その原点は、必要な財源を自ら獲得し、より効果的に活用する努力である。

オーバーツーリズム問題への対策をはじめ、それぞれの地域における課題に即した政策が必要という観光振興の転換点に立っているとの認識の下、必要な財源を各地方自治体が自ら獲得する手段として、観光客の受益者負担による特定財源である「宿泊税」の拡大・活用を提言する。

## II. 観光産業の展望と課題

### (1) 観光産業の展望

国際航空運送協会（IATA）は、2024年の旅客数がコロナ前の水準を超え、過去最多の47億人に達するとの見込みを公表した。世界全体の観光市場は今後も拡大が続くことは間違いない。

日本国内においても、訪日外国人旅行客は昨年6月の受入再開以降、顕著な増加を続けており、2023年の訪日外国人旅行消費額は5兆円を突破し、過去最高となるなど、市場の拡大が続いている。

コロナ前の2019年時点で既に日本の観光GDPは11.2兆円に達しており、GDP全体に占める比率は約2%と自動車産業と比較しても十分に大きな規模となっている。欧米7か国では観光業がGDPに占める比率は平均4.5%<sup>1</sup>であることや、前述の拡大が続く世界市場の動向を踏まえれば、観光産業は一層の成長が期待される産業分野である。

---

<sup>1</sup>観光庁 令和5年度版 観光白書

欧米7か国：米国、カナダ、英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン

## (2) 観光産業の特徴と公的財源の必要性

観光産業の振興にあたっては、製造業などの一般的な産業とは異なる構造的な特徴を有している点を考慮した取り組みが必要である。

第一の特徴は、宿泊・地域交通・観光施設などの容量（インフラのキャパシティ）によって供給量が制約される「装置産業」という側面である。対人サービス業でありながらも、持続的な成長には、戦略的観点から基礎的なインフラを維持・充実するための継続的な投資が必要である。

第二の特徴は、観光地の競争力はエリア全体の魅力と他地域との差別化によって支えられている点である。そのため、民間事業者による投資だけでは成長に限界があり、官民一体での積極的な投資が必要である。

第三の特徴は、公的機関による対応が必要な点である。例えば、観光客の急激な増加により住民の安定した生活が損なわれるオーバーツーリズム問題への対策や、誘客の基盤となる文化財や自然環境の保護・保全、自然災害発生時の対応などには、公的な対策が不可欠である。しかし、日本国内では、こうした観光振興を支える分野への公的投資が不足しており、深刻な課題が山積している。

## (3) 公的財源の現状

近年、観光庁の予算は増加傾向にある。訪日外国人観光客の受入環境整備や戦略的な訪日プロモーションの実施、観光産業の高付加価値化、人材確保・育成といった施策に加え、2023年10月には「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」<sup>2</sup>を定め、観光振興の結果として生じる課題に対しても支援策に着手した。

一方で、現在の観光政策には課題もある。観光地の競争力がエリア固有の魅力によって生み出されることに鑑みれば、観光政策の中核は地方自治体が担うべきである。国・観光庁の予算による観光振興策を活用するだけでなく、各地方自治体が今まで以上に創意工夫を重ね、自立した産業としての観光振興策に取り組む必要がある。

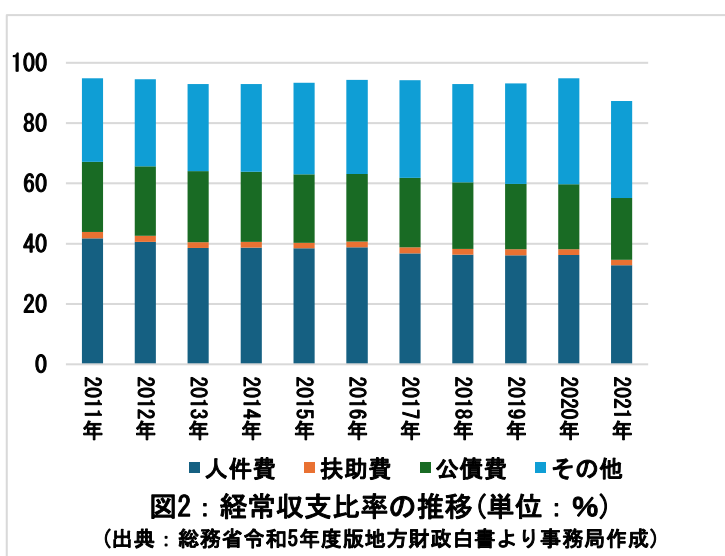
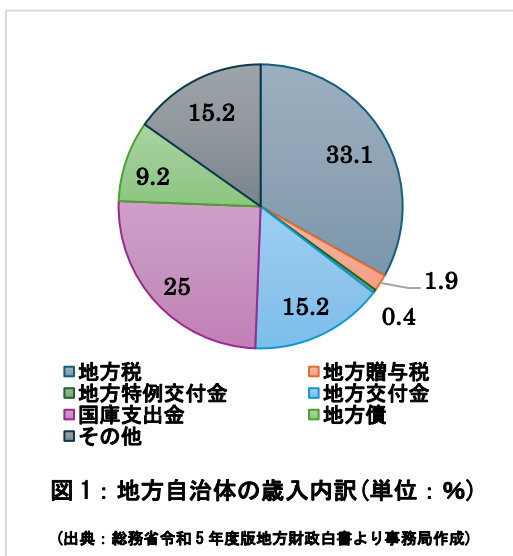
---

<sup>2</sup> 観光庁は2023年10月に取りまとめた「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」において、観光客の受け入れと住民の生活の質を確保しつつ、持続可能な地域づくりを実現するため、地域自身があるべき姿を描いて、地域の実情に応じた具体策を講じる取り組みに対して国として総合的な支援を講じる旨を示した。具体的には、①観光客の集中による過度の混雑やマナー違反への対応、②地方部への誘客の推進、③地域住民と共同した観光振興の3点が挙げられている。

観光庁が進めている「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業」<sup>3</sup>は民間事業者の投資を促す効果が表れている。ただし、地域一体の取り組みを重視する観点から、公募形式の下で事業を決定するまでの期間の短縮や幅広い関係者の合意形成とスピーディな実行の両立と判断基準の透明性運営コストの抑制等、より戦略的、効率的な方法の検討を期待したい。

今後、地域における経済活力の維持・向上を図るには、交流人口・関係人口の拡大による外需の取り込みを通じた消費の拡大が不可欠である。地方自治体による観光振興施策は一般財源より拠出されることが多いが、多くの地方自治体は少子・高齢化や人口減少の中で義務的経費が歳出の大半を占める。すなわち、一般財源といえども自由な裁量を発揮できる余地は限られる厳しい財政状況にあり、住民が直接的なメリットを享受できない観光振興に向けた十分な投資的支出を一般財源から確保することは難しい。

他方、こうした中で、これまで一般財源で整備・維持管理が行われていたインフラを観光客が利用する結果、住民生活に深刻な影響を及ぼすオーバーツーリズム問題に拍車をかけている。観光需要の拡大による新たな負荷に対して、インフラの拡充を図るべく、新たな財源が必要となっている。



<sup>3</sup> 令和5年度版 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値事業特設サイト <https://kankosaisei-chiiki.net/>

### Ⅲ. 提言：観光振興に向けた財源として宿泊税を法定目的税に

受益者負担の原則の下、各地方自治体における観光振興への投資を加速するため、観光振興を支える特定財源として、「宿泊税」の全国的な導入を求める。

現在、法定外目的税として一部の地方自治体で導入されている「宿泊税」を広く展開するべく、地方税法上の「法定目的税」として「宿泊税」を新たに導入すべきである。

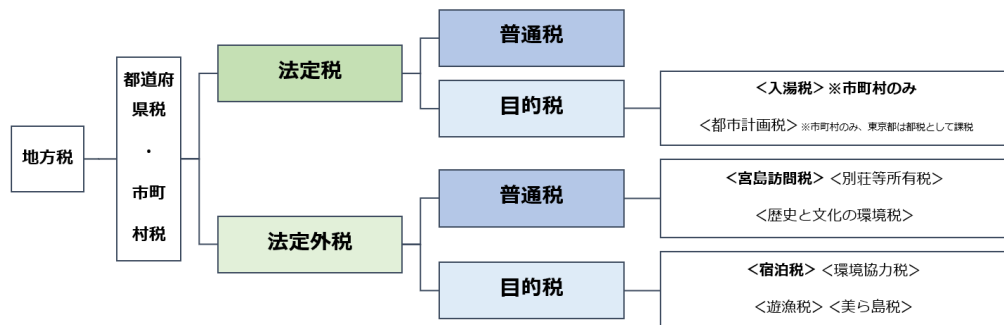


図3：観光振興に関わる各種財源の整理  
(出典：総務省 HP より経済同友会事務局作成)

#### (1) 宿泊税の長所

受益者である観光客が負担する課税はいくつか存在するが、オーバーツーリズム問題や観光客誘致といったそれぞれの課題に対して、地方自治体の自律した対応を可能とする新たな財源として、宿泊税は以下の理由により最も優れていると考えられる。

##### 1) 普遍性の観点

現在、地域の独自財源である「地方税」の中で、主に観光客による負担が想定されるのは入域税、入湯税、宿泊税の3つである。入退域行為を厳格に管理する必要がある「入域税」や鉱泉浴場における入湯行為を課税客体とする「入湯税」が導入できる地域に限られるのに対し、当該地域内での宿泊という普遍性の高い行為を課税対象とする宿泊税は、多くの地方自治体で導入が可能である。

##### 2) 公平性の観点

入域税の課税対象である入退域行為は地域住民も多く行うのに対して、宿泊税が対象とする宿泊行為は主に観光客などの地域外居住者が行い、地域住民が対象となることは相対的に少ない。さらに、対象者となる宿



泊客の特定が容易である上、宿泊事業者による特別徴収と納付が可能である点で、公平性の面でも優れている。

### 3) 技術的な実行性の観点

2024年1月現在、日本国内でも既に9つの地方自治体が「宿泊税」を導入<sup>4</sup>しているが、導入に伴って懸念される利用者の減少や徴税を巡る混乱は少ない。また、世界有数の観光地として名高いアメリカ・フロリダ州のオレンジ郡（オーランド市）やハワイ州などの他、イタリア・ローマ市やフランス・パリ市、ドイツ・ベルリン市などでも導入されており、一層の増加が期待される訪日外国人旅行者にも認知されている。こうした国内外の実績を踏まえれば、宿泊税は、多くの地方自治体で技術的に実行が可能な課税方式である。

### 4) 税収への期待と観光振興の実績の観点

日本国内における宿泊税の税収は、コロナ禍の影響下にあり8つの地方自治体でしか導入されていなかった2021年度さえ、51億円に達しており、インバウンドを含む旅行需要の増加を考えれば、今後一層の税収増が期待される。

また、前述のオーランド市やハワイ州などでは、宿泊税（ホテル税）による観光客誘致に向けたプロモーション活動やエリア一体のブランド価値向上が進み、受益者負担による観光振興の好循環が生まれている。

日本国内でも、既に導入している地方自治体において、宿泊税を新たな財源として観光プロモーションの展開や公共施設のバリアフリー化などが進められており、観光産業の振興や住民生活の改善に向けた活用実績も生まれている。

こうした国内外の実績に照らせば、宿泊税の導入を通じて、オーバーツーリズム対策や生産性向上、設備投資といった観光地全体の魅力向上に向けた戦略的投資が加速し、さらなる観光需要の増加が地域経済に大きな恩恵をもたらすことで、住民にとっても生活の維持・向上につながる好循環の実現が期待される。

---

<sup>4</sup> 宿泊税を既に導入しているのは東京都、大阪府、福岡県、京都市、金沢市、倶知安町、福岡市、北九州市、長崎市の9つであり、税収総額は約51億円である。（2021年度決算ベースであり、2023年4月施行の長崎市は含まない）。

各地方自治体の「宿泊税」制度概要・詳細は、巻末資料参照。

## (2) 法定目的税化の意義

2024年1月現在、既に導入している9つの地方自治体の他、これまでに約30以上の地方自治体<sup>5</sup>が宿泊税について検討を行っている。しかし、その中には新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて協議や検討を中断しており、再開後も検討が進んでいない地方自治体も多い。

導入に向けた協議が円滑に進まない理由として、第一にステークホルダーとの合意形成に時間を要していること、第二に先行事例の数が限られており、複雑な導入手続きを進める上での支援が不足していること、第三に都道府県と市町村がそれぞれ導入を検討する場合に制度設計が複雑となり、調整に時間を要することが挙げられる。

そのため、法定目的税化により全国共通の基盤を整備することで、導入促進を図り、こうした各地方自治体が直面する課題の解消に繋げることが必要である。

## (3) 法定目的税化に際しての論点

### 1) 「定率制」の導入と3%以上の税率設定を

宿泊税の法定目的税化にあたり、重要となるのが「標準税率」である。全国で最初に導入した東京都は税額を宿泊料金10,000～14,999円の場合に100円、15,000円以上の場合に200円と定めており、地方自治体によって若干のばらつきはあるものの、税額は概ね宿泊料金の1～3%程度であり、基準以下の料金の場合には課税しない免税点を設けている地方自治体もある。一方で、米国フロリダ州オレンジ郡（オーランド市）やハワイ州は定率制による10%超の税率を導入していることと比較すると、現在導入されている日本国内の宿泊税は税額水準が低いと言わざるを得ない。

---

<sup>5</sup> 都道府県は北海道・宮城県・千葉県・長野県・広島県・沖縄県の6道県、市町村は札幌市・旭川市・ニセコ町・仙台市・白馬村・奈良市・熊本市・石垣市・宮古島市といった31地方自治体、計37地方自治体が導入検討段階にある。直近で導入を予定しているのは2025年4月より静岡県熱海市である。（出典：トラベルジャーナル2024年1月24日号）

表 1：日本と海外事例の宿泊税率比較

地域名	税率設定	宿泊料金(1人1泊)	徴収額	(定率)
東京都	定額制	10,000円～14,999円 15,000円～	100円 200円	約1%
京都市	定額制	～19,999円 20,000円～49,999円 50,000円～	100円 500円 1,000円	約1～3%
長崎市	定額制	～9,999円 10,000円～19,999円 20,000円～	100円 200円 500円	約1～3%
米国フロリダ州 オレンジ郡 (オーランド市)	定率制	-	2,200円※1	11%
米国ハワイ州	定率制	-	1,850円※1	9.25%

※1：宿泊料金を20,000円(日本円)で計算した場合

(出典：経済同友会事務局にて作成)

そのため、財源確保の観点からより適正な課税額への引き上げを検討する必要があるが、倶知安町で導入された例を除き、日本国内の宿泊税が採用している定額制のままでは、課税額が切り替わる前後の料金価格の形成に影響を及ぼし、市場に歪みを生じさせる恐れもある。とりわけ、ダイナミックプライシング時には顧客の混乱を生みかねない。

宿泊税の法定目的税化にあたっては、「定率制」を採用することを提言する。その税率は、導入済みの地方自治体や海外の状況、導入に伴う負担の増加が著しく過重とはならないこと、安定的な財源の確保などを考慮し、宿泊料金の3～5%程度<sup>6</sup>とすることが適切と考える。

宿泊事業者の協力は特に重要であり、これまでに宿泊税を導入している地方自治体では、徴税事務の負担に対する配慮として一定の割合を還付する宿泊税報奨金制度<sup>7</sup>を設けている。速やかな定着を図る観点からは、還付による報奨金に加え、徴税に対応するシステムの導入・改修や電子納入に要する費用などの支援を期待する。

<sup>6</sup> 税負担の明確化の観点から、価格表示に際して外税による表記の義務付けも必要である。

<sup>7</sup> 各地方自治体によって名称は異なるが、金沢市では「宿泊税特別徴収事務交付金」として納入期限までに申告納入された額の2.5%相当を特別徴収者に対し交付する制度を設けている。(なお導入開始から5年間は、納入期限までに申告納入された額の3.0%に相当する額に、納入期限までに申告納入のあった申告納入月1月につき1,000円を加算した額を交付する特例措置を行っている。)

## 2) 課税の前提となる観光振興戦略の策定義務付けを

宿泊税を法定目的税とした後、地方税法に基づいて、各地方自治体が条例を制定することとなる。その際、財源調達の上位概念であるべき観光振興の全体像が不明瞭なままでは、宿泊税に基づいて各地方自治体が行う施策の目的が不透明になってしまう。

そのため、観光産業の振興・発展に向けた継続的投資が確実になされるように、法定目的税化に際しては、地方自治体に対し、課税の前提として以下の4点を盛り込んだ持続可能な観光産業の実現に向けた戦略の策定を義務付けるべきである。

なお、こうした検討にあたっては、各地方自治体において観光振興に関する条例を定め、従来の観光振興計画の位置づけや策定方法などを適宜見直す必要がある。

### ① 観光振興戦略における宿泊税の位置づけ、開示方針の明確化

宿泊税の法定目的税化にあたって義務付けられるべき観光振興戦略において、各地方自治体は、宿泊税が「戦略的投資」を支える新たな地域独自財源であることを明記し、観光産業の振興に関する新規施策に限って活用する方針を示すべきである。すなわち、財政状況が厳しくとも、受益者負担の原則に従い、観光分野以外の支出やこれまで一般財源から拠出してきた観光関連施策に充当する財源ではないことを明確化することが必要である。

併せて、宿泊税による支出については、負担する観光客の理解と納得を得られるように実績と効果を明確かつ透明性の高い方法で開示することが重要である。そのため観光振興戦略の中に開示方針を盛り込むべきである<sup>8</sup>。

### ② 宿泊税を支えるステークホルダーの理解・協力の促進を

地方自治体における宿泊税の円滑な徴収と効果的活用には、宿泊・交通・飲食などの観光産業に関わる様々な事業者、地域住民などの幅広い関係者の理解と協力が必要である。そのため、各地方自治体が宿泊税の徴収に関する条例や観光振興戦略を定めるにあたっては、多様なステークホルダーが参画する協議会を設置して丁寧な意見交換を重ね、理解醸成に努めるべきである<sup>9</sup>。

---

<sup>8</sup> 例えば、宿泊税収を活用した交通対策として路線バスの充実を図る場合、住民生活上の利便性を意図した駐車場の設置よりも、観光客の利便性向上を優先的に検討すべきである。観光客が地域の公民館を利用することは考えにくい以上、住民生活上の必要性和観光需要を区分して路線を検討し、両者が合致する範囲で地域住民にも利活用を許容することが望ましいのではないかと。

<sup>9</sup> 2019年に長崎県佐世保市が宿泊税の導入検討に関する研究会を行った際、特別徴収者となる宿泊業者団体の佐世保旅館ホテル協同組合は「断固反対」を表明する文書を市に提出した。組合が行った利用客アンケートでは反対が60%を超え、ステークホルダーの理解を得ることが出来ない結果となり、2024年現在も導入は行われていない状況である。

(出典：2019年6月7日西日本新聞 <https://www.nishinippon.co.jp/item/n/516490/>)

### ③ 使途の見える化・透明性の担保

宿泊事業者をはじめとするステークホルダーの理解と納得を得るためには、受益者負担による宿泊税の導入・活用により、観光産業の持続的発展に資する取り組みが進むことを分かりやすく提示していくことが重要である。そのため、「使途の見える化」と「透明性の担保」のために、各年度の具体的使途を広く公開することを求める。

具体的には、宿泊税を活用する施策について、オーバーツーリズム問題や受入環境整備、自然環境・文化財の保護といった課題の解消などの目的と内容をきめ細かく示すことで、ステークホルダーの理解促進を図るべきである。

### ④ 定期的な見直しと効果検証の徹底を

地方自治体が宿泊税収を活用して継続的投資を進めていくには、ステークホルダーに対する効果の説明が不可欠である。そのため、宿泊税を活用する各種施策の目的に照らした費用対効果の検証、より良い施策へと発展させる PDCA サイクルの徹底など、定期的な見直しと効果検証の実施を条例で定めるべきである。

なお、本会では、観光資源・コンテンツの磨き上げや誘客、住民理解の促進などの観点から、「観光地域づくり法人」(DMO)の重要性と機能強化を繰り返し訴えてきた。本来、エリアマネジメントの役割を DMO が発揮すべきであり、観光振興戦略の検討や施策の実行において、戦略内で示した目標に照らした PDCA サイクルの管理において、主体的な役割を果たすべきである。そのため、宿泊税の活用、効果検証にあっても DMO を中心に実施されることを期待する<sup>10</sup>。

## 3) 法定目的税化の時期

以上を柱とした宿泊税の法定目的税化に向けた制度改正を、2026年に行われる「観光立国推進基本計画」の第5次への改定に合わせて実施するよう求める。併せて、基本計画の中で、観光振興に向けた各地方自治体の独自財源の確保とともに、観光地域経営のあり方や目指すべき姿が一体として示されることを期待する。

---

<sup>10</sup> DMO の活動資金として宿泊税を活用する事例としては北海道倶知安町での事例があるが、「DMO への支出」は宿泊税の使途として明文化されていない。一方、2025年4月より宿泊税を導入する予定の静岡県熱海市は、今後発足する熱海型 DMO が市から予算交付を受け、具体的な観光施策の企画立案や事業執行を担う新たな形を想定している。DMO による宿泊税の活用に向けて、DMO の位置付けやガバナンス、透明性の確保などを条例で明確に規定すべきである。

(出典：2024年1月23日静岡新聞 <https://www.at-s.com/news/article/shizuoka/1398356.html>)

#### IV. おわりに

本提言では、日本経済の一翼を担う重要産業であると同時に、地域経済の活力向上に大きな役割が期待されている観光産業について、その振興に必要な財源の確保に向けて、法定目的税化による宿泊税の拡大・活用を提案した。全国規模での新たな財源の確保は、観光産業の振興のために必須の課題である。

ただし、法定目的税化には国会による審議が必要であり、立法が難航することも予想される。そのため、宿泊税の法定目的税化に向けた立法が進まない場合には、政府の動きを待つことなく、各地方自治体は現行の法定外税としての宿泊税の導入に取り組み、自ら財源の確保に努力すべきである。現在、約 30 以上の地方自治体が宿泊税の導入に向けた検討を重ねている。我々は、法定目的税化に向けて政府に働きかけるとともに、これらの意欲ある地方自治体の取り組みを各地の経済同友会とも連携しながら後押しし、好事例の創出に向けた働きかけを強めていく所存である。

また、観光産業が直面している課題は財源不足だけではない。人口減少に伴ってあらゆる産業で担い手不足が深刻さを増す構造的人手不足<sup>11</sup>の中で、相対的に賃金が低水準にある観光産業では、特に収益力向上が重要な課題となっている。そのため、公共施設の入館料・入園料を含めて観光客に提供する価値に応じた適正なプライシング、専門スキルを備えた人材の育成、観光コンテンツの磨き上げとエリアマネジメントを担うべき DMO の機能強化など、検討すべき課題は多く残されている。

経済同友会では、引き続き観光産業の振興・活性化に向けて検討を重ね、具体的課題について提言を行っていく所存である。

以 上

---

<sup>11</sup> 構造的人手不足について本会では現在、サービス産業活性化委員会が検討を深めていることから、本委員会は財源確保に絞って検討を行った。

(巻末参考資料) 日本国内における宿泊税導入済地方自治体の制度概要 (出典: 各地方自治体のHPより事務局作成)

地域名	導入開始時期	宿泊料金 <sup>12</sup>	税額			税率	免税点 <sup>13</sup>	課税免除 <sup>14</sup>	税收規模 <sup>15</sup>	主な使途
			(県)	(市)	合計					
東京都	2002年	10,000円~14,999円 15,000円~	100円 200円			定額制	有り	無し	約16.7億円	東京観光情報センターの整備・運営やウェルカムカードの作成など、観光振興施策にその全額が充当されており、都による戦略的な観光振興施策の推進に寄与
大阪府	2017年	7,000円~14,999円 15,000円~19,999円 20,000円~	100円 200円 300円			定額制	有り	2025年より導入予定	約11.7億円	・観光客と地域住民相互の目線に立った受入環境整備の促進 ・魅力づくり及び戦略的なプロモーション推進
京都市	2018年	~19,999円 20,000円~49,999円 50,000円~	200円 500円 1,000円			定額制	無し	有り	約35.5億円	・市民・観光客双方にとって安心・安全な受入環境の整備 ・京都観光における更なる質・満足度の向上 ・京都ならではの文化振興・美しい景観の保全
金沢市	2019年	~19,999円 20,000円~	200円 500円			定額制	無し	無し	約7.1億円	・まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興 ・観光客の受け入れ環境の充実 ・市民生活と調和した持続可能な観光の振興
倶知安町	2019年	1人1泊、1棟1泊、1部屋1泊の宿泊料金の2%	—			定率制	無し	有り	約2億円	・ニセコエリア(広域)とリゾートエリア(町単独)として、域内交通網の整備やニセコ・羊蹄山の環境保全、安全・安心なリゾートの形成、観光インフラ整備、新幹線開通を意識したまちづくり
地域名	導入開始時期	宿泊料金	税額・税率			税率	免税点	課税免除	税收規模	主な使途
			(県)	(市)	合計					
福岡県	2020年	-	200円	-	200円				約13.9億円	・受入環境の整備、観光資源の魅力向上、効果的な情報発信、観光振興体制の強化(観光団体のDMO化の加速に向けた養成講座・支援窓口の開設)、市町村への財政的支援
北九州市		-		150円	200円		無し	無し	約3.9億円	・都市イメージ戦略、観光資源の発掘・磨き上げ、セールスプロモーション、受け入れ態勢の整備、MICE戦略、インバウンド戦略
福岡市		~20,000円 20,000円~	50円	150円 450円	200円 500円				約18.6億円	・九州のゲートウェイ都市機能強化 ・大型MICEの等の集客拡大への対応 ・地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進
長崎市	2023年	~9,999円 10,000円~19,999円 20,000円~	100円 200円 500円			定額制	無し	有り	(約4億円見込み)	・サービス向上、消費拡大事業(各種事業推進費) ・情報提供費用(プロモーション等) ・受入環境整備・緊急時対応向け観光交流基金積立金

<sup>12</sup> 1人1泊あたりの宿泊料金

<sup>13</sup> 宿泊料金が一定の金額に満たない場合は課税しない考え方

<sup>14</sup> 修学旅行や学校行事等による利用の場合は、課税しない考え方

<sup>15</sup> 特に記載がない場合は2022年度の税收額を記載

委員会で招聘した講師一覧(2023年度)

回数	日付	講師 (敬称略)	テーマ・講演概要
第1回	2023年 9月5日	国土交通省 観光庁 次長 加藤 進	「我が国の観光産業の現状と今後の展望」  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コロナ禍を経た観光産業の状況</li> <li>・ 第4次観光立国推進基本計画に基づく、今後の観光政策の方向性</li> <li>①持続可能な観光地づくり</li> <li>②インバウンド誘客</li> <li>③国内交流拡大戦略</li> </ul>
第2回	2023年 10月30日	セントラルフロリダ 大学 ローゼンホスピタリ テイ経営学部 テニユア付准教授 原 忠之	「海外事例をふまえた観光地経営や観光地域 づくり法人(DMO)の活性化の取り組み」  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外と国内のDMOの特徴</li> <li>・ 観光地経営における資金調達手法</li> <li>・ 観光産業の人手不足、育成スキル不足に関する問題意識</li> </ul>
第3回	2023年 11月21日	株式会社日本総合研 究所 主任研究員 高坂 晶子	「国内・海外事例をベースとした観光産業に おける地域独自財源の在り方について」  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域独自財源の基本的な考え方</li> <li>・ 国内外における導入事例紹介</li> <li>・ 地方独自の観光財源調達のポイント</li> </ul>
第4回	2023年 12月22日	総務省 自治税務局 企画課長 山口 最丈	「地方団体が活用可能な地方税制について」  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税制度の概要</li> <li>・ 課税自主権の概要</li> <li>・ 導入事例紹介</li> </ul>
第5回	2024年 1月18日	福岡市 経済観光文化局 理事 吉田 宏幸  長崎市 理財部 部長 小田 徹	「福岡市・長崎市における宿泊税制度の導入 とその活用について」  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊税導入自治体である福岡市、長崎市の制度概要</li> <li>・ 宿泊税導入までの経緯や主な用途</li> </ul>

※講師の肩書・所属は開催当時



2024年3月

## 観光再生戦略委員会 名簿

(敬称略)

### 担当副代表幹事・委員長

伊 達 美和子 (森トラスト 取締役社長)

### 委員長

村 瀬 龍 馬 (M I X I 取締役 上級執行役員)

山 野 智 久 (アソビュー 代表執行役員CEO 代表取締役)

### 副委員長

今 田 素 子 (メディアジーン 代表取締役CEO)

清 水 新一郎 (日本航空 取締役副社長執行役員)

杉 田 浩 章 (ボストン コンサルティング グループ シニア・アドバイザー)

長 嶋 由紀子 (リクルートホールディングス 常勤監査役)

堀 内 勉 (多摩大学社会的投資研究所 所長)

松 本 順 (みちのりホールディングス 代表取締役グループCEO)

### 委員

饗 庭 忍

相 原 輝 夫 (ファインデックス 取締役社長)

足 達 則 史 (電通 執行役員)

飯 豊 聡 (損害保険ジャパン 取締役副社長執行役員)

池 田 悦 哉 (東邦アセチレン 取締役社長 社長執行役員)

一法師 淳 (NTTファシリティーズ 相談役)

伊 東 裕 (ANA総合研究所 顧問)

遠 藤 弘 暢 (電通アドギア 取締役社長)

大古俊輔	( I D A J 顧問)
小野傑	(西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 顧問)
河合良秋	(キャピタル アドバイザーズ グループ 議長)
神原里佳	(オリエンタルランド 取締役常務執行役員)
齋藤勝己	(東京個別指導学院 取締役会長)
桜井伝治	(日本情報通信 取締役社長)
菅原貴与志	(セジフィールド&パートナーズ・ジャパン 代表弁護士)
杉本眞	(レシップホールディングス 取締役社長)
鈴木英夫	(日本製鉄 常任顧問)
鈴木祐介	(パラドックス 執行役員)
銭高丈善	(銭高組 取締役専務役員)
高木嘉幸	(コスモスイニシア 取締役会長)
高橋温	(三井住友信託銀行 名誉顧問)
田沼千秋	(グリーンハウス 取締役社長)
張士洛	(日本能率協会マネジメントセンター 取締役社長)
富田純明	(日進レンタカー 取締役会長)
豊田正和	(国際経済交流財団 会長)
長江洋一	(HEXEL Works 取締役社長)
中島好美	(積水ハウス 取締役)
中村邦晴	(住友商事 取締役会長)
中村壮秀	(アライドアーキテクト 取締役社長)
中村正己	(日本能率協会 会長)
西浦三郎	(ヒューリック 取締役会長)

西 村 豊	(ミスターマックスホールディングス 取締役)
芳 賀 日登美	(ストラテジック コミュニケーション R I 取締役社長)
橋 谷 義 典	(クオンタムリープ 取締役副会長)
早 川 由 紀	(大和証券グループ本社 執行役員)
林 明 夫	(開倫塾 取締役社長)
板 東 徹 行	(ケーユーホールディングス 取締役社長)
船 橋 仁	(I C M G 取締役社長 兼 グループ C E O)
星 久 人	(ベネッセホールディングス 特別顧問)
堀 口 智 顕	(サンフロンティア不動産 取締役会長)
前 田 栄 治	(ちばぎん総合研究所 取締役社長)
政 井 貴 子	(S B I 金融経済研究所 取締役理事長)
間 下 直 晃	(ブイキューブ 取締役会長 グループ C E O)
松 永 明 彦	(プレミアムインベストメントアドバイザー 代表取締役)
南 壮一郎	(ビジョナル 取締役社長)
宮 内 孝 久	(神田外語大学 学長)
宮 川 純一郎	(全日本空輸 取締役常務執行役員)
三 宅 孝 之	(ドリームインキュベータ 取締役社長)
宮 本 隆 温	(レッドホースグループ 代表取締役)
村 上 努	(日本政策投資銀行 取締役常務執行役員)
望 月 淳	(エス・オー・シー 取締役)
森 健	(プログビズ 代表取締役)
山 口 栄 一	(アートパワーズジャパン 代表理事)
山 下 良 則	(リコー 取締役 会長)

山 中 雅 恵	(パナソニック コネクト 執行役員 ヴァイス・プレジデント)
横 尾 隆 義	(地域育成財団 代表理事)
横 山 英 子	(サステイナブルエネルギー開発 取締役副社長)
脇 坂 克 也	(東武トップツアーズ 取締役副社長執行役員)
渡 部 賢 一	(TMI 総合法律事務所 顧問)

以上68名

#### 事務局

藤 井 大 樹	(経済同友会 政策調査部 次長)
翠 川 裕 子	(経済同友会 政策調査部 マネジャー)
水 野 晴 香	(経済同友会 政策調査部 マネジャー)